

点検は義務になります

～ 改正フロン法（フロン排出抑制法）に関するお知らせ ～

2015年4月からフロン排出抑制法がスタートしました。これにより、該当機器の管理者（所有者）は、業務用冷凍空調機器の適切な管理とフロン類の排出抑制に努めなければなりません。これを怠った場合、管理者に罰則が科せられます。

第一種特定製品に該当する弊社製品は以下の通りです。

該当製品

産業用除湿機	DH-10,-10①,-10A,-11A,-11B,-11C,-11C-P,-11D,-11D-P,-11E,-11E-P,-11F,-11F-P,-08R,-08RA,-08RA-P,-08RB,-08RB-P
加湿除湿ユニット	G-150,-151
小型冷専熱源	MS08PJ,MS08PJ3,MS08PJ4,MS08PJ5, NSU-05C,MS-16PL,TA-200JM-W1
ヒートポンプ	NSU-4,NSU-5,NSU-6,NSU-7,NSU75M

※上記製品は、1981年以降に弊社で販売した製品です。（生産終了品を含む）

※上記製品に必要な点検は、簡易点検のみです。有資格者による定期点検の必要はありません。

点検

管理者（所有者）は3ヶ月に1回以上の定期点検が必要です。

点検内容：目視確認による、機器の異音・異常振動、外観の損傷・腐食・錆び・油にじみ、熱交換機の霜付き、他

記録

点検日時、点検内容、修理内容を記録し保存することが必要です。記録は、機器を廃棄するまで保存してください。

報告

1年間にフロン類をCO₂換算値で、1,000t-CO₂以上漏えいした事業者は国へ報告する義務があります。

※機器を廃棄する際は、第一種フロン充填回収業者に依頼して、フロンを回収したのち、廃棄してください。

フロン排出抑制法に関するお問合せ先

- 経済産業省 オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-4724
- 環境省 フロン等対策推進室 TEL:03-5381-3351

